

パブリックコメント手続実施要項

作成日：令和8年(2026年)1月15日

案件の名称	箕面市空家等対策計画（素案）に関するパブリックコメント
パブリックコメント手続実施の目的	今年度、市では、空家等の対策を総合的、計画的に推進するため、箕面市空家等対策計画を策定しています。 このたび、計画の素案に関して、広く市民のみなさまのご意見をお伺いするために公表し、意見を募集します。
実施部局名 (問い合わせ先)	みどりまちづくり部 環境動物室 環境動物室 環境政策グループ（電話：072-724-6189）
パブリックコメントの対象となる資料	箕面市空家等対策計画（素案）
参考資料	令和6年度 箕面市空家実態調査業務 調査結果報告書
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (アドレス： https://www.city.minoh.lg.jp/kankyou/r7/akiyakeikaku/public_comment.html) (2) みどりまちづくり部 環境動物室 (箕面市役所 別館5階54番窓口) (3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 西南生涯学習センター (7) 中央図書館、東図書館、船場図書館 (8) みのお市民活動センター ※(2)～(4)は、市役所開庁日の9時00分から17時00分まで、(5)～(8)は、各施設の開館日、開館時間
意見等の提出期間	令和8年(2026年)1月15日から2月16日まで（郵便の場合は消印有効）
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付 ※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)

LoGo フォーム
Q R コード



意見等を提出できるかた	<p>(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体</p>
意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表時期：令和8年(2026年)3月頃 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	